

鳥羽市議会 災害時行動計画

1 計画の目的

この計画は、鳥羽市議会（以下「議会」という。）に関し、災害時における行動の基本を定めることにより、もって議事機関としての責務を果たすことを目的とする。

2 計画の考え方

この計画の考え方は、次のとおりとする。

- (1)大規模災害時に限定せず、鳥羽市地域防災計画（以下「市計画」という。）における警戒体制からの災害を想定する。
- (2)次の理由により災害対策のための任意の会議体は設けず、本会議や委員会、全員協議会で対応する。
 - 平成26年5月から通年会期制を採用していること。
 - 平成23年5月から会派制を廃止したこと。
 - 議長や委員長は会議を総理する立場にはあるものの、議会は合議制であり、議員を指揮命令する立場にはないこと。
- (3)本市の地理的特性を考慮した結果、特に大規模災害時の交通途絶等を想定し、無理に早期の議会参集を義務付けず、なるべく地域における活動を優先する。
- (4)議会事務局職員は、災害時は市計画における配備体制に組み込まれていることから、既存の枠組みを変えずに対応する。

3 対象となる災害

対象となる災害とは、次に掲げる気象警報等が発令された場合及びその他異常な自然現象又は人為的原因による災害で鳥羽市長（鳥羽市災害対策本部長）が必要と認めるときとする。

【風水害】

- (1)暴風（暴風雪）警報
- (2)大雨（大雪）警報
- (3)洪水警報
- (4)高潮警報
- (5)特別警報

【地震・津波】

- (1)鳥羽市内で震度4以上の地震があったとき

- (2)津波注意報
- (3)津波警報
- (4)大津波警報
- (5)特別警報

4 災害時における議長、議員及び議会の行動

災害時における議長、議員及び議会の行動は次のとおりとする。

【風水害】

	災害発生前	○議長又は委員長は、台風等予測可能な災害の場合、予定している会議の原則延期を決定する。
初動期	災害発生直後から災害が発生する恐れが解消するまで	○議長及び議員は、自主防災会と連携して、市民の避難又は救援救助活動に従事する。
応急復旧・復興期	災害が発生する恐れが解消した後	○議長は、災害の程度により周りの状況から判断し、可能であれば登庁して鳥羽市災害対策本部（以下「市災対本部」という。）から被害状況の報告を受けるとともに、必要に応じて議長権限で会議を開くため、議員に参集するよう要請する。 ○議員は、議長からの要請に対し、災害の程度により周りの状況から判断し、可能であれば登庁して市災対本部から被害状況の報告を受ける。 ○必要に応じ、所管の委員会は市内の現地調査を行い、被害状況の把握に努める。

※災害の規模により、期間の短縮又は延長がある。

【地震・津波・その他の災害】

		会議による登庁時	それ以外
初動期	災害発生直後から3日間	○会議の即時延期を決定。 ○交通途絶等により帰宅出来ない議員は、最寄りの避難所へ避難する。 ○議長及び議員は、自主防災会と連携して、市民の避難又は救援救助活動に従事する。	○議長及び議員は、安否や居所を議会事務局に連絡する。 ○議長及び議員は、自主防災会と連携して、市民の避難又は救援救助活動に従事する。
応急期	災害発生4日目～1週間	○議長は、災害の程度により周りの状況から判断し、可能であれば登庁して市災対本部から被害状況の報告を受ける。 ○議員は、引き続き自主防災会と連携して、応急活動に従事する。	
復旧復興期	災害発生1週間以降	○議長は、必要に応じて議長権限で会議を開くため、議員に参集するよう要請する。 ○議員は、議長からの要請に対し、災害の程度により周りの状況から判断し、可能であれば登庁して市災対本部から被害状況の報告を受ける。 ○必要に応じ、所管の委員会は市内の現地調査を行い、被害状況の把握に努める。	

※災害の規模により、期間の短縮又は延長がある。

【基本的事項】

- (1)災害対応において、議員が知り得た情報の報告や問い合わせについては、市災対本部へ直接連絡せず、原則議会事務局経由で一元化して行う。
- (2)議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、地方自治法第106条の規定による。

(議長の代理及び仮議長)

第106条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

2 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

3 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

- (3)携帯電話の輻輳により安否確認の連絡が出来ない場合や、交通途絶により登庁不可能な場合、ICT（情報通信技術）を活用し、タブレット端末によるテレビ電話機能アプリ等の使用を試みることや、最寄りの避難所等から市災対本部の移動系防災行政無線による連絡を試みる。
- (4)議事堂が崩壊し危険な状況にある場合や、長期間の停電により使用できない場合は、使用可能な施設を指定し会議を行う。

5 災害時における議会事務局の行動

災害時における議会事務局の行動は次のとおりとする。

- (1)議会事務局職員は、勤務中又は勤務時間外に限らず、市計画に定められた職員参集基準に従い行動する。
- (2)議会事務局長は、市災対本部員として議会との連絡調整に当たり、市災対本部から得た情報を議長及び議員に報告する。また、議員が知り得た情報の報告や問い合わせを市災対本部に伝達する。
- (3)議会事務局長に事故があるとき、又は議会事務局長が欠けたときは、議会事務局次長が議会事務局長の職務を行う。
- (4)会議中に地震・津波・その他の災害が起こった場合、自身や議員、傍聴者の安全確保を最優先し、安全な場所まで避難誘導を行う。

6 訓練と災害予防対応

平常時の訓練と災害予防対応は次のとおりとする。

- (1)議長及び議員は、自主防災会が実施する防災訓練や避難訓練に積極的に参加するとともに、災害時には議会に参集する旨を予め家族や地域住民に周知する。
- (2)議長及び議員は、市が主催する防災訓練や避難訓練には、来賓としてだけでなく主体として積極的に参加し、災害時における自らの行動を検証する。
- (3)議会は、防災訓練又は避難訓練を単独又は市と共催で行う。
- (4)議会は、普通救命講習を実施し、議長及び議員に対し進んで受講するよう推奨する。
- (5)議長及び議員は、とばメール (<https://service.sugumail.com/toba/member/>)、防災みえ.jpメール配信サービス (<http://mobile.bosaimie.jp/mie/guide/>)等に登録し、災害情報を常に受信できる環境を自ら整えるよう努める。
- (6)議長、議員及び議会事務局は、平常時からタブレット端末によるテレビ電話機能アプリ等を使用して会話することにより、操作方法の習熟に努める。

【ウイルス感染症に対する対応】

「議員の対応」

- ① 不特定多数が出席する行事・イベントの議員出席を自粛する。
- ② 感染拡大防止に向け、執行機関の迅速な対応を支援するため、本計画の「風水害」、「地震・津波」に準じ、下記のとおりとする。
 - ・議員は、執行部に直接連絡せず、原則、議会事務局経由で一元化して行なう。
 - ・事務局は、執行部から得た情報を全議員に速やかに電子メールで報告する。
- ③ 風評被害対策として、適切な情報を市民に伝える。
- ④ 自らの身を守るため、自らがうつらない、うつさないことの意識を持つ。
- ⑤ 不測の事態に備え、毎日の行動を把握する。

「市議会の対応」

- ① 議員が感染の有無を判定するウイルス検査を受ける場合、議長にその旨を速やかに報告するとともに、議長は名前を伏せて検査中である旨を公表する。
- ② 議員がウイルス検査において陽性と判定された場合、公表の有無については、本人の意思を確認した上で行う。
- ③ 議会と執行部との情報共有を図る。
- ④ 随時、全議員による情報共有会議を開催し、情報共有を行う。
- ⑤ 不測の事態に備え、公式ではない会議は、オンライン会議で行う。
- ⑥ 本会議及び委員会の傍聴の自粛要請を行う。
- ⑦ 会議を開催する場合は、消毒剤の設置、会議室の換気などの措置を講じる。
- ⑧ 議会報告会並びに意見交換会の開催を自粛する。
- ⑨ 来訪者に対する注意喚起を行い、鳥羽市議会ホームページにおいて周知する。

令和2年5月15日 改定